

件名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行され、教育委員会の委員長と教育長を一本化した教育長を置くこととなりました。</p> <p>市においては、平成28年4月1日から新教育長制度へ移行するため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>新教育長制度への移行に伴い、報酬及び旅費の額を定める規定から、教育委員会委員長の区分を削除します。 &lt;別表関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第11号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会委員長	月額	74,500円
教育委員会委員（教育長である委員を除く。）	月額	54,100円

を

「教育委員会委員 月額 54,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。